

公益的法人等への職員派遣等に係る秋田市公営企業職員の給与の特例に関する規程をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第1号

公益的法人等への職員派遣等に係る秋田市公営企業職員の給与の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）第19条の規定に基づき、公益的法人等に派遣される秋田市上下水道局職員の給与の特例について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号。以下「派遣条例」という。）第6条、第7条および第16条から第18条までの規定は、秋田市上下水道局職員について準用する。この場合において、派遣条例第6条中「規則で定める」とあるのは「管理者が定める」と、派遣条例第7条第1項中「秋田市職員の退職手当に関する条例」とあるのは「秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）第15条で準用する秋田市職員の退職手当に関する条例」と、派遣条例第16条および第18条第3項中「規則で定める」とあるのは「管理者が定める」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

- 2 第2条の規定により準用される派遣条例第16条から第18条までの規定は、令和6年3月31日以後に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の管理者の要請に応じて退職した者について適用する。